

高額療養費支給手続規程

(目 的)

第1条 この規程は施行規則第109条、109条の2に基づき月間の高額療養費および年間の高額療養費の支給手続を行うに必要とする事項を定める事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。

(請求形式)

第2条 社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書または事業主診療機関により請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分について、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、または療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにおいて、一部負担金等世帯合算額、七十歳以上一部負担金等世帯合算額、基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額、元被扶養者合算額が健康保険法施行令第42条に定める額を超える場合それぞれ被保険者より高額療養費の請求があったものとみなす。ただし、年間の高額療養費については、組合が計算期間の全てにおいて外来療養に係る額を把握している場合に限るものとする。

(支給時期および支払方法)

第3条 月間の高額療養費は、事業主給与への組入れまたは銀行振込（原則毎月15日、月末）により支給する。

年間の高額療養費は、原則毎年11月に事業主給与への組入れまたは銀行振込により支給する。（ただし、死亡等により基準日みなしがある場合は、他の月に支払われることがある。）

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

この規程の制定をもって、「法定給付費、付加給付費支給手続の特例規程」は廃止する。

この規程は、平成30年7月19日から施行する。

この規程は、2021（令和3）年10月 1日から改正施行する。